

第 62 回京都大学 11 月祭全学実行委員会への提案

新歓対策協議会

今後のコロナ対策の方針についての提案

〔概要〕

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、今年度 11 月祭の開催においては、純粋な感染拡大防止や社会的説明のための、感染症対策が必須になると思われます。今年度全学実行委員会（以下「全学実」）は、感染症対策の責任主体として、対策の中身を議論していくことになると思います。

全学実における感染症対策の具体的な議論に先駆けて、対策の方向性について私たちの方から提案させていただきたいと思います。

〔提案〕

（１）対策を議論するうえで尊重すべき事項

①大学当局ではなく、あくまで学生とその他の 11 月祭に関係する者（以下「学生側」）が対策の方針・中身を作ること。

この間の日程短縮問題や飲酒問題に見られるように、大学当局は 11 月祭への介入を強めています。感染症対策を口実にして、必要のない規制や、規制の恒久化などが狙われる可能性があります。これに対して学生側は、自ら感染症対策を担う姿勢を示すことで、大学当局による介入を退ける必要があると考えます。また、11 月祭を運営し、企画を出展するのは学生側の人間であり、トップダウン的に一律の規制を押し付けられるよりも、現場を熟知している者が対策の中身を考えた方が、より効果的で、柔軟な対応ができ、不合理な部分の少ない形で対策を実現できると考えます。

②企画出展者を規制するという考え方ではなく、企画出展者と対策の意義・目的を共有し、ともに感染対策を担う主体として一致して 11 月祭を作っていくという考え方に基づくこと。それを可能にするために、11 月祭への企画出展を検討している個人・団体ができるだけ多く全学実に参加してともに議論できるよう努めること。

全学実や 11 月祭事務局が、決定された対策方針を用いて、企画出展者に強制するようなことがあれば、やっていることは大学当局が規制してきた場合と変わりません。また、企画出展者の一部が「自粛警察」化して同様のことをした場合も同じです。強制力に訴えて対策を強要するのではなく、企画出展者全体が対策の必要性を認識し、目的を理解し、主体的に対策に臨むようなあり方を追求すべきだと考えます。

そのためには、意思決定の場である全学実において、より多くの企画出展者が議論に参画し、全会一致を目指して討論すべきだと考えます。全学実の周知徹底が求められます。

(2) 対策を検討するうえでの具体案や方針案

①新歓対策会議の『新歓を含む課外活動時におけるコロナ対策ガイドライン』を全学実として採用するもしくは参考にする。

6月14日、新歓対策会議は「新歓を含む課外活動時におけるコロナ対策ガイドライン」を発表しました。これは、大学当局による自粛要請や対面新歓の事実上禁止が今後も一定期間続くであろうことを想定し、それに対して学生自ら対策する姿勢を大学当局や社会に対して示すため、課外活動時に守るべき最低限の基準を学生の視点から策定したものです。

内容は課外活動全般を想定したのですが、11月祭の開催において参考にできる部分は多いと思います。具体的な対策の中身は採用団体の裁量に任せられている部分が多く、また11月祭に合わせた内容でアレンジして採用したり、一部採用したりというやり方も可能です。

前提として、大学が一部の団体を優遇して課外活動の再開を許可したり、規制の中身によって結果的に一部の団体が課外活動を再開できなかつたりという事態が想定され、そうした場合に、ガイドラインを採用する団体は、自らの利害関係を乗り越えて、不利益を被る団体のために可能な範囲で動こうという方向で議論が進められています。これは、大学当局による分断を許さず、課外活動団体が一丸となって、個別のみならず全体の利益を追求できるようにしていこうという自治的な考え方に基づいたものです。京大における数少ない全学の自治団体である全学実は、このような全体の利益を追求する動きに合流することが求められています。

また、今後全学実を対面会議で行うという方針をとるようになった場合にも、対外的な説明として用いることができると思います。

②科学的な根拠に基づいた内容とする。

企画出展者が対策の中身で一致し、また社会的な説明責任を果たすうえで、対策の中身は科学的な裏付けが為されるべきだと考えます。無根拠な、単なる憶測にすぎない基準を設けることは、効果の薄い対策のために必要ない縮小を強いられたり、逆に中途半端に不徹底な部分を生んだりすることがあり、一致を作ることが難しくなります。科学的な根拠に基づいた対策を作成し、またそのことを大学当局と社会にアピールできるようにすることを目指すべきだと考えます。そのために、保健師などの学内外の専門家に意見をもらいながら対策の中身を練り上げることを提案します。もちろん、(1)-①に基づいて最終的に学生側が決定を下すための判断基準を集めるためだと理解してください。